二　弁理士法施行規則第３条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第104条第１項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者のうち、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得し、かつ、当該専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格した者
・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格認定通知書（写し）
・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格仮認定通知書及び大学院修了証明書

三　技術士であって、弁理士法施行規則第３条の表の上欄の第１号から第５号までに掲げるいずれかの科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者
・技術士登録等証明書

四　一級建築士
・一級建築士免許証（写し）（各都道府県の建築士会で原本照合を受けたものに限る。）

五　電気事業法第44条第１項に規定する第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者
・第一種電気主任技術者免状（写し）又は第二種電気主任技術者免状（写し）

六　薬剤師
・薬剤師免許証（写し）

七　電気通信事業法第46条第３項の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者
・電気通信主任技術者資格者証（写し）

八　情報処理の促進に関する法律施行規則第８条第２項の規定により情報処理安全確保支援士試験の合格証書の交付を受けている者
・情報処理安全確保支援士試験合格証明書

九　情報処理の促進に関する法律施行規則第41条において読み替えて準用する同規則第８条第２項の規定により情報処理技術者試験合格証書の交付を受けている者であって、弁理士法施行規則第３条の表の上欄の第５号に掲げる科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者
・情報処理技術者試験合格証明書

十　司法試験に合格した者
・司法試験合格証明書
※司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律第２条の規定による改正前の司法試験法（昭和24年法律第140号）の規定による司法試験の第２次試験又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第７条第１項の規定により行われる司法試験の第２次試験を受け、当該試験に合格した者については、司法試験第２次試験合格証明書

十一　司法書士
・登録事項証明書

十二　行政書士
・登録事項証明書

※１　上記④について、平成30年度弁理士試験に適用される短答式筆記試験一部科目免除資格認定申請及び短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定申請の締切日は、平成30年２月28日（水）とする（消印有効）。

※２　上記⑥の一及び二について、平成30年度弁理士試験に適用される選択科目免除資格認定申請及び選択科目免除資格仮認定申請の締切日は、平成30年２月28日（水）とする（消印有効）。

※３　上記⑤及び⑥の三、四、八から十二を証明する書面については、本試験公告日（平成30年１月10日（水））から願書等の受付の最終日（平成30年４月６日（金））までに発行されたものに限る。

6　受験願書の交付・請求

⑴　交付場所　平成30年３月１日（木）から平成30年４月６日（金）までの行政機関の休日に該当する日を除いた期間で、午前９時～午後５時の間に次の場所で交付する。

○特許庁
〔東京都千代田区霞が関三丁目４番３号　特許庁庁舎１階〕
○日本弁理士会
〔東京都千代田区霞が関三丁目４番２号　弁理士会館〕
〔東京都千代田区霞が関三丁目２番６号　東京倶楽部ビル14階〕
○北海道経済産業局地域経済部産業技術課知的財産室
〔北海道札幌市北区北８条西二丁目　札幌第１合同庁舎５階〕
○東北経済産業局地域経済部産業技術課知的財産室
〔宮城県仙台市青葉区本町三丁目３番１号　仙台合同庁舎Ｂ棟３階〕
○関東経済産業局地域経済部産業技術課知的財産室
〔埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館９階〕
○中部経済産業局地域経済部産業技術・人材・情報政策課知的財産室
〔愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番２号　中部経済産業局総合庁舎４階〕
○近畿経済産業局地域経済部産業技術課知的財産室
〔大阪府大阪市中央区大手前一丁目５番44号　大阪合同庁舎第１号館３階〕
○中国経済産業局地域経済部産業技術連携課知的財産室
〔広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎２号館３階〕
○四国経済産業局地域経済部産業技術課知的財産室
〔香川県高松市サンポート３番33号　高松サンポート合同庁舎北館７階〕
○九州経済産業局九経交流プラザ
〔福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番１号　福岡合同庁舎本館１階〕
○内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課
〔沖縄県那覇市おもろまち二丁目１番１号那覇第２地方合同庁舎２号館９階〕

⑵　郵送による受験願書の請求　平成30年３月１日（木）から平成30年３月23日（金）（必着）までの期間に、封筒の表面には「弁理士試験受験願書請求」と朱書し、郵便番号100―8915　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号　特許庁秘書課弁理士室試験第一班あてに、返信用の封筒（角形２号（240㎜×332㎜）に受験願書の送付先を明記したもの。切手不要。）を同封し、請求すること。

⑶　インターネットによる受験願書の請求　平成30年２月１日（木）から平成30年３月22日（木）までに、特許庁ウェブサイト（http://www.jpo.go.jp/indexj.htm）から請求すること。
なお、平成30年３月１日（木）から順次、印字した受験願書を請求者がウェブ上に登録した住所に送付する。

7　受験願書等の受付

⑴　受付方法　受験願書と同時に交付する封筒を用い、郵便番号100―8915　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号　特許庁内　工業所有権審議会会長あて、郵便（簡易書留推奨）で送付された受験願書だけを受け付ける。特許庁へ直接持参されたものは受け付けしない。

⑵　受付期間　平成30年３月16日（金）から平成30年４月６日（金）まで（消印有効）の間。
なお、受付開始前に送付しないこと。

8　受験案内の配布等

⑴　平成30年１月下旬に特許庁ウェブサイトに掲載する。

⑵　平成30年３月１日（木）以降に上記「6　受験願書の交付」に掲載する交付場所で受験願書と同時に配布する。

⑶　郵送による受験願書の請求を行った者に対しては、平成30年３月１日（木）以降に受験願書と併せて返信用の封筒で送付する。